

○横瀬町有価物回収事業実施要綱

昭和61年10月1日

要綱第3号

改正 平成3年4月1日告示第13号
平成6年9月12日告示第24号
平成11年12月21日告示第60号
平成17年2月16日告示第4号
平成21年7月1日告示第47号

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化及び適正処理を行うとともに、資源の有効利用を図るため、町・地域住民団体及び再生資源卸売業者が一体となって有価物回収事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域住民団体」とは、次の各号に掲げる営利を目的としない町内に住所を有する者20人以上又は20世帯以上の団体で、有価物回収事業を実施するものをいう。

- (1) 区
- (2) 青少年育成会（子供会及び少年団を含む。）
- (3) 婦人団体
- (4) 老人クラブ
- (5) PTA
- (6) その他これらに類する団体で町長が認めたもの

2 この要綱において「有価物」とは、町内の一般家庭から排出されるもので、再生利用の可能な次の各号に掲げるものとする。

- (1) 紙類
- (2) 金属類
- (3) 瓶類
- (4) 布類
- (5) その他町長が適当と認めるもの

3 この要綱において「有価物回収事業」とは、有価物を日を決めて一定の場所に集め、再生資源卸売業者に売却する行為をいう。

4 この要綱において、「再生資源卸売業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 横瀬町内に事業所を有し、古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条の規定に基づく許可を併せ受け専ら業とする者

(2) その他町長が認めた者

(役割)

第3条 町は、地域住民団体と再生資源卸売業者との連絡調整その他有価物回収事業の企画調整を行う。

2 地域住民団体は、地域における定期的な有価物回収事業その他この事業の実施に当たり必要な事業を行う。

3 再生資源卸売業者は、有価物回収事業の啓もう普及及び回収有価物の適正処理を行う。

(登録)

第4条 地域住民団体は、横瀬町有価物回収事業実施団体登録申請書（様式第1号）により、町に登録するものとする。

2 有価物回収事業に参加協力する再生資源卸売業者は、横瀬町有価物回収事業取扱業者登録申請書（様式第2号）により、町に登録するものとする。

(報償金)

第5条 町は、有価物回収事業を円滑に推進するため、予算の範囲内で、地域住民団体に報償金を交付することができる。

2 報償金の額は、回収した有価物（町長が指定したものを除く。）1キログラムにつき5円とする。

(交付申請)

第6条 報償金の交付を受けようとする地域住民団体は、横瀬町有価物回収事業報償金交付申請書（様式第3号）を、毎年度四半期ごとに取りまとめ、翌月10日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは交付の決定をし、横瀬町有価物回収事業報償金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。この場合において、報償金は、毎年度四半期ごとの分を翌月末日までに交付するものとする。

(報償金の取消し等)

第8条 町長は、前条の報償金の交付を受けた地域住民団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した報償金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 報償金の申請に不正があったとき。
 - (2) その他、不相当と認められる事実があったとき。
- (委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 当分の間、この告示の施行の際、現に再生資源の売却を業としている者については、第2条第4項の規定にかかわらず、この告示による再生資源卸売業者とみなす。

附 則（平成3年告示第13号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成6年告示第24号）

- 1 この要綱は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の横瀬町有価物回収事業実施要綱第2条第4項の再生資源卸売業者として第4条第2項の規定により登録し、有価物回収事業に参加協力している者で横瀬町外に事業所を有するものについては、当分の間、改正後の横瀬町有価物回収事業実施要綱第2条第4項の再生資源卸売業者とすることができる。

附 則（平成11年告示第60号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の横瀬町有価物回収事業実施要綱の規定は、この要綱の施行日以後に実施する有価物回収事業について適用し、施行日以前に実施した有価物回収事業については、なお従前の例による。

附 則（平成17年告示第4号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の横瀬町有価物回収事業実施要綱の規定は、この告示の施行日以後に実施する有価物回収事業について適用し、施行日前に実施した有価物回収事業については、なお従前の例による。

附 則（平成21年告示第47号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の横瀬町有価物回収事業実施要綱の規定は、この告示の施行日以後に実施する有価物回収事業について適用し、施行日前に実施した有価物回収事業については、なお従前の例による。